

「財産及び債務の明細書」とは

少し先になりますが、平成25年分から5,000万円超の国外財産を有する居住者については、国外財産の種類や数量、価額等を記載した“国外財産調査”の提出義務付けが、平成24年度税制改正大綱に盛り込まれました。考えてみれば現在も、納税者の財産等の状況を把握するシステムとして、確定申告を行う者のうち、年間の総所得金額等が2,000万円超の者には、「財産及び債務の明細書」の提出義務が課せられています。今回は、この明細書について考えてみます。

I. 概要と趣旨

この明細書は、その年の12月31日時点において有する国内外の財産の種類、数量及び価額、債務の金額等を記載し、申告書に添付して税務署長に提出しなければなりません。

前年に、この明細書を提出した者には1月の

ナマの税務相談室

Q 今日参りましたのは
主人甲が昨年死亡いたしまして、遺産を整理していますが、よく分からな
いままに相続税の申告期限も近づきましたので、ご教示頂きたいと思いま
して。

A ご主人のご逝去誠にご愁傷様でございま
す。ご質問の内容を具体的にお話しくだ
さい。

Q 実は今私ども家族が住んでいる土地・建
物の登記名義は15年前に死亡した主人の父Aの名義のままになっております。ただ、主
人が生前言っていたことは、主人には兄弟乙、丙がいますが、兄弟3人間の間ではこの不動産
は主人が取得するものとの合意があったよう
です。しかし、その合意書もなければ遺産分割協
議書もありません。

今回の相続では、このままにしておくわけにもいきませんので、甲の相続人である私Bと私

税は 事の真相に忠実に

下旬ごろに、税務署から申告書とともに同明細書が送られることとなっています。

この制度の趣旨は、高所得者は資産性所得のウェイトが高くなる傾向があり、保有する資産と所得に密接な関係があると考えられることから適正な課税を確保するための補助的手段として設けられたものです。

II. 歴史

ルーツは古く、昭和25年のシャウブ勧告時に導入されいくつかの制度内容の変遷を経て、現在も所得税法の本法に規定が置かれています。

III. 明細書の不提出

この明細書は、所得税法で提出が義務付けられている書類です。従って、不動産を購入したときなどに税務署から送られてくる「お買いになつた資産の買入価格などについてのお尋ね」などの文書とは違って（お尋ね文書には回答義務はない）、ペナルティはありませんが提出が遅れたりすると何回も督促を受けることになります。従って、その記載内容については十分に吟味する必要があります。

の子供C及びAの相続人乙、丙の4人間でこの不動産をC名義にする内容の遺産分割協議書を作成したのですが、乙、丙が遠隔地に住んでいるために、相続の申告期限までに署名、押印が不可能です。

止むを得ず税務申告はBとCとの分割協議書を作り、併せて前述の事の真相を内容とした事情説明書を添付して税務署に申告しようと考えました。税務上問題がありますか。

A 本当にご苦労様ですね。お気持ちは分か
るのですが、現段階では、A名義の不動
産は甲乙丙の共有財産なので、その三者間で遺
産分割が正式に成立するまでは未分割遺産です。
従って、甲の相続人が取得するのはAの死亡に
係る相続人としての法定相続分に相当する共有
部分に限られます。今後、甲の相続人BとC及
び乙、丙間で遺産分割協議が成立し、甲の取得
が確定したとき、修正申告をすべきと考えます。

ナマの税務相談室